

## 建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG（第4回）

### 議事録

---

■日 時 2024（令和6）年3月12日（火） 13：30～15：30

■場 所 WEB 会議形式

#### 1. 開会

（座長）

- ・ 皆さん、こんにちは。年度末の大変お忙しいところ、お集まり頂きまして、ありがとうございます。第4回「建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG」を始めます。
- ・ 本日の議題は2つあり、最初に「前回WGでの主な意見と対応方針について」を説明します。2つ目として「建築物のバリアフリー基準の見直し（案）」について説明し、皆さんと意見交換をしたいと思います。
- ・ それでは「前回WGでの主な意見と対応方針について」の説明をお願いします。

#### 2. 議事

##### （1）前回WGでの主な意見と対応方針（案）（資料2）

以下の資料について事務局より説明

- 資料2 第3回WGでの主な意見と対応方針（案）一覧

（座長）

- ・ 「前回のWGでの主な意見と対応方針(案)について」資料説明ありがとうございました。確認をしておきたいことがありましたら、ご発言をお願いします。
- ・ いかがでしょうか。これから説明します資料3の建築物のバリアフリー基準の見直しとの関連になるかと思しますので、そのときに多くの皆様方からご発言頂ければと思います。
- ・ それでは、議題「（2）建築物のバリアフリー基準の見直し（案）」について説明をお願いします。

##### （2）建築物のバリアフリー基準の見直し（案）（資料3）

以下の資料について事務局より説明

- 資料3 建築物のバリアフリー基準の見直し（案）
- 机上資料1 商業施設を対象としたトイレ整備の実態調査及び義務基準見直し案の検証

##### （3）意見交換

（座長）

- ・ 資料説明をありがとうございました。机上資料については画面の共有のみで大変申し訳ありません。資料3について、皆様方からのご意見を頂きたいと思います。
- ・ テーマとして、「トイレ」、「駐車場」、「客席」、「容積率についての特例措置の改善」

と4点ありますので、まず「トイレ」について、ご意見ををお願いします。

- ・ 12月に開催した前回第3回WGでは、様々なご意見を頂きました。「大規模店舗、大型のモール等で義務基準だと現行よりもはるかにトイレが少なくなってしまうのではないか」という心配の意見が幾つかあったと思いますが、大規模施設についてプラスアルファ的な措置が示されています。一方で、小規模店舗等に対する対応について、事業者の方々からは、全てオール各階というのは厳しいのではないか、という意見もあったと思います。事務局にて議論を重ねながら整理をして頂きましたが、いかがでしょうか。
- ・ 特にご発言がないようですので、「車椅子駐車場」に移ります。車椅子駐車場については、前回も概ねご了解を頂いたと認識しております。義務基準は200台以下の場合2%以上、201台以上の場合1%+2台以上、誘導基準は1台から2%以上、現在の誘導基準をベースにして義務化されていると理解をして頂ければと思います。大丈夫でしょうか。
- ・ それでは、「客席」に移ります。車椅子使用者用客席の設置数に関わる基準の見直し案について、400席以下の場合2席以上、401席以上の場合0.5%以上、国際的な水準の数値を示しています。誘導基準については、1席だと困るという指摘を踏まえ、最低は2席以上、100席を超える場合については現在の誘導基準をそのまま当てはめていくとしています。こちらについていかがでしょうか。

(委員)

- ・ 総客席数の0.5%以上で最低基準は2席以上について、国際的な基準に合致したものと歓迎しております。残りのサイトライン、同伴者は隣に座る、垂直水平分散の課題については、次年度も継続して義務基準を含めて検討して頂けるということで、とてもありがたいと思っています。是非来年度そちらも義務基準にして頂きたいと思います。

(座長)

- ・ ご意見ありがとうございます。幾つか課題が残されています。資料3の6ページに記載のように、数値以外の意見については、設計標準の改正に向けてさらに充実をしていく部分と思います。特にサイトライン、同伴者席の隣接の部分について、今の設計標準にも記載されていますが、それが設計者、事業者にとって、よりわかりやすくなるような説明が求められます。もう一つは確認審査等に活用できるように抽出したような形も検討する必要があると思います。

(委員)

- ・ 数については、評価できる、よろしいと思います。場所、位置について、昭和40年代、50年代の頃から劇場では車椅子席の用意がありましたが、その位置が一番後ろの端という、大変見にくいところに配置され、数だけ合わせていたというのが現状です。サイトラインの問題もありますが、できれば客席の真ん中とか前とか、理想的には車いすのお客様が選べるというのが本来の形だと思います。これは建築設計上研究しないといけない部分もあるかと思いますが、できれば設置する位置についても一言書き加えて頂けるとうれしいと感じました。

(座長)

- ・ これまでは避難誘導の観点から、できる限り避難口・非常口に近いところということで隅っこのほうに配置されてきたということですが、円滑な避難経路の計画も含めた選択肢が広がる書き方が必要だと思います。次年度以降にさらに充実させたいと思います。

(委員)

- ・ 400席までは2席義務付けについて、十分納得をしておりますし、映画館のほうも努力をしようと思います。映画館によりいろいろな形態があり、シネコンスタイルであれば最低でも100席という状況なので、当然この2席というのは当てはまります。一方で、本当に小さいミニシアター、例えば30席、40席というようなものについても、この2席という基準は適用されるのでしょうか。それとも原則は2席で、例外を認めて頂くことがあり得るのか、教えて頂きたい。
- ・ 場所、位置について、席数の義務基準が決まりましたら、我々のほうも映画館に対して、設計の段階からできる限り働きかけていこうと思います。ただ、総務省消防庁のほうから避難に関してどうするか、大きな災害の際に入口のところで人が込み合っパニックになる可能性があるとの指摘も受けているところで、我々としても車椅子の方とか障害者を持たれた方を第一に優先しなければならない。こういったことを踏まえ検討していかなければいけないと思います。
- ・ 同伴者の席の確保について、事前に映画館にお伝え頂ければ、スペースの横に席がございしますので、その席を取るような形を我々のほうからも働きかけていこうと思います。
- ・ この基準に沿った形で、我々も最大限努力していきたいと思っています。

(座長)

- ・ 基本的にはご理解頂きながら、今後の実際の運営者、それぞれの興行主の皆様方への周知をしていくことになると思います。場所については、まだまだ十分な検討が必要かと思いますが、設計者あるいは事業者への働きかけも行っていきたいというご意見を頂きました。
- ・ 30席、40席などの小さい単位での2席の取り扱いはどうなるのかという質問について、事務局より回答をお願いします。

(事務局)

- ・ まず映画館のような不特定多数の方が集まる建物で延べ面積が2,000㎡以上あるものに対してバリアフリーの義務基準がかかってくるというのが原則になります。例えば単館で30席ぐらいのスクリーンしかないようなものは恐らく2,000㎡以上とはならないのではないかと思いますので、そういった場合には義務基準はかかりません。
- ・ 他方、シネコンのような形の中で、30席、40席のスクリーンがあって、その他のスクリーンもあってということになりますと、例外にはならず、2席設ける基準となります。

(委員)

- ・ 理解しました。ありがとうございました。

(委員)

- ・ 数についてはかなり妥当な線で、あるいはかなり踏み込まれた内容で非常によかったと思います。その上で、通しページ9ページの便所の設置箇所について教えて頂きたいのですが、見直し案の大規模階を有する建築物の場合、どこに設置するかについて、何か設置場所に制限といますか、あるいは指針みたいなものはあるのでしょうか。標準的あるいは小規模階を有する建築の場合は、設置場所は、その場合、場合によって考えてくださいということ任意ということかと思っています。2箇所なければいけないというものが、2個同じ場所にあってはあまり数の意味もなくなってしまうのではないかと思うのです。そのあたりはどの

ような考え方として捉えればよろしいのでしょうか。

(事務局)

- ・ 標準的な建築物の場合も、小規模階を有する場合も、大規模階を有する場合も共通して設計の自由度を確保するということになります。資料に記載漏れがあり、正確には、大規模階の2箇所以上にも※を振っておくのが正しいです。大変失礼しました。

(委員)

- ・ わかりました。そうであれば大規模階の場合は、一般のトイレも分散して設置されると思いますので、一般のトイレと準じた配置になることが望ましいと思いました。

(座長)

- ・ 大型の商業施設等でも、テナントがたくさん含まれているようなパターンと、1つの用途、小売店舗だけで構成される場合もあり、トイレの集中、分散の仕方が変わってくるかもしれません。そういったことについてのご意見だと思います。

(委員)

- ・ 設置と位置というのは設計の自由度を確保するためということでしたが、通し番号の10ページのケース②で、例えば車椅子使用者用便房を同じフロアに2つ配置することも含めて任意と考えてよろしいのでしょうか。

(事務局)

- ・ その通りです。資料はあくまで例示で、建物のフロアの用途などによって、どこの場所にトイレの数が多いとよいというケースもあると思います。そういった点も含めて任意の設置となります。

(座長)

- ・ 小規模店舗で集中することが起こり得るかどうか、設計者の設計力といたしますか、知見にもよると思います。そういった際に、当事者の皆様のご意見を伺うようなチャンス、あるいは伺っていく必要があるということの話題提供、資料づくりが次年度以降の検討になると思います。

(委員)

- ・ 先ほど、画面共有頂いた小規模の⑧の飲食店の例について、確認をさせて下さい。1階について、車椅子使用者用便房だけある階と捉えてよいですか。

(事務局)

- ・ その通りで1階は車椅子用のトイレのみです。

(委員)

- ・ この例のように、大は小を兼ねるではないですが、男女共用のような形で、床面積が小さい場合は1つのトイレで対応することもあると思います。施主や設計者の考え方、またその用途にもよると思いますが、非常に限られた面積のときなど、こういった設け方が有効に働く場合、例えばそれはどういう場合なのか、といった議論も設計標準の中でしていくとよいと考えました。

(座長)

- ・ いずれにしても、義務基準でどこの位置にするかということは、店舗の内容によって設計者がきちんと建築計画、企画を考えながら設置を進めることになると思います。

(委員)

- ・ トイレについて、劇場、映画館もそうかもしれませんが、一般のトイレが休憩時間に大変集中してロビーに大量に列をなすという状況になります。車椅子用と男女の便所の設置の場所、数だけでなく、次回以降の検討になるのだらうと思いますが、何人以上収容のところは男女何か所以上とか、便房の数などをわかりやすくして頂く検討もされるとよいと思います。劇場音楽堂などのお客様は高齢のお客様が増えてきており、トイレ利用者の数も増加していますので、その辺の検討もお願いしたいと思います。

(座長)

- ・ 今のご指摘のように、劇場等では男女比を変えなければいけないなど、検討する部分がたくさんあるかと思います。時間がかかるかもしれませんが、目安が示されることが望ましいと考えているところです。

(事務局)

- ・ 今のご意見は、たくさんの方が利用する場合にどれぐらいのトイレがないといけないのか、そういったご趣旨かと思えます。これについては、縦割りで大変恐縮ですが、衛生に係ることになりますので、厚生労働省のほうで検討すべきものになります。次回の設計標準の際には、我々が主体的にというよりは、厚生労働省といろいろ話をしながら、設計標準の中にどういった記載をするのかという進め方になりますので、補足させていただきます。

(座長)

- ・ 数年前に厚労省で、オフィス、事業所のトイレの数値を変えたと思いますが、その関連と思えます。

(委員)

- ・ 映画館では、一時的に外に溢れる可能性もありますので、映画が終わるタイミングをずらして、極力混まないように考えています。障害者トイレの設置の数だけでなく、障害者の方にとって、どこに設置されているのか、安心して利用いただけるような告知、案内をして、スムーズに誘導できるということが映画館でも必要と思いました。

(座長)

- ・ 設計標準の検討の中で、できる限り参考になるような好事例を紹介していきたいと思えます。終了時間をずらすという様々な工夫についてご紹介ありがとうございました。
- ・ それでは、今の議論に加えまして、容積率の緩和の拡充の措置も含めてご意見を頂ければと思います。

(委員)

- ・ 容積率緩和の拡充に関しては非常に有効な方法で良い方向に動いていると考えております。
- ・ 国交省としてはトイレの機能分散を前面に押し出していたと思えますが、多機能トイレのほかに子育て支援設備を有するような広め便房をつくる、それが簡易車椅子便房として利用できる場合は、告示見直し案の車椅子使用者用便房の範疇に入るのでしょうか。

(事務局)

- ・ これから中身の詳細な検討に入りますので、確定的なところはなかなか言いにくいところもあるのですが、現行のバリアフリー法の法体系の中で、車椅子使用者用便房というのが定義されています。その細かい中身は、現行の告示の中に車椅子使用者用便房のスペックが書か

れています。規制の対象を定めたり、あるいは特例措置の対象を定めたりというときには、必ずきちんと定義をしたものに対して特例措置を設ける必要があります。広めの便房が、現行の車椅子使用者用便房で求められるスペック、それに合致するようなものになると思います。基本的には特例措置の対象は車椅子使用者用便房に対する特例になると思います。

(委員)

- ・ まだ具体的にイメージできていないわけでは不是のですが、この特例措置をつくることによつて機能分散による広め便房設置に対してネガティブな方向に働かないように考えておかないといけないと思つた次第です。

(座長)

- ・ 法的に義務付けられている車椅子以外のオストメイトの方の便房等についてもやや広めの部分あります。そういったことについての適切な配置のあり方、広さの確保が事業者にとっては非常に重要と思つます。さらに次年度以降の具体的な検討に供したいと思つます。

(委員)

- ・ 前回の会議で、車椅子トイレなどの箇所数は最低基準を示すもので、実際は多くのところで基準以上の車椅子障害者向けトイレが設置されている。それは事業者主さんの努力だったり、好意だったりのお蔭で設置されているという回答があつたかと思つますが、義務基準以上を事業者任せにするのではなくて、国として明確な方向性を示すべきだと思つます。
- ・ 車椅子を使用する障害者に限らず、障害者や補助具を使用する高齢者にとって、縦移動が一番大変なことであり、この会議はその大変なことをなくすための基準づくりの会議だと感じております。車椅子障害者向けのトイレに関して、資料では、建物の面積と一般トイレ、義務基準の車椅子トイレの箇所数をイメージとしてケース⑥まで示されていますが、極端な言い方かもしれませんが、基本的には一般トイレのある階、一般トイレのある場所の全てに車椅子使用者向けのトイレを設置すべきと思つます。逆に言うと、面積や階数をこの基準に取り込んでしまうと今のような箇所数の議論になるのであつて、単純な指針であつてもいいのかなと感じております。
- ・ 近い将来を考えたときに、随時、制度、施策の見直しをしていくのだと思つます。理想かもしれませんが、この議論をあの時もっと進めておけばよかつたというようなことにならないといいと危惧するとともに期待をしております。

(座長)

- ・ 義務基準だけでよいということではない認識は、委員の皆さんもお持ちだと思つます。より適切な建築の計画に照らして必要な便所の数、箇所、効率のよい配置、合理的な配置、避難の通路も含めてということになると思つます。このあたりも、できる限り次の会議のときには、認定水準に達しているものはたくさんありますので、好事例を積極的に収集して、積極的に紹介できればと考えているところです。さらに引き続いてご意見を頂ければと思つます。

(委員)

- ・ 数を増やして頂き、ありがとうございます。心配なのは、広いフロアに障害者用のトイレだけがぽつんとあるような場合です。フロアだと一般のトイレを探すので、その近くに障害者用のトイレがないと、場所がわかりづらいいと思つます。今後の議論になるのかもしれませんが、場所のことをもう少し議論して頂ければありがたいと思つます。

(座長)

- ・ 本当に重要なことと思います。車椅子トイレを単純に設ければいいということではないと思いますし、配置については設計者、あるいは事業者の判断にはなりますが、適切な用途、施設の整備に照らした配置になっているのかどうかについては、利用者のことを一番に考えなければいけません。そのあたりも含めて、引き続いて検討したいと思います。

(委員)

- ・ 資料の通し番号15ページの容積率緩和について、第24条特例の「建築物特定施設の床面積が著しく大きい建築物」とありますが、「著しく大きい」というのはどのぐらいのイメージなのでしょう。小規模建築物でこれを使うことがあるのかということが気になっています。小規模建築物の場合、廊下が短い場合は、トイレ等の部分のみが容積率緩和に含まれてくる割合が高くなるのではないかと思うのですが、そういう意味でかなり有効性が高いと思うのですけれども、この24条特例に含まれる可能性はあるのかお伺いできればと思います。

(事務局)

- ・ 「著しく大きい」というのは、条文の記載上こういった形になっています。今の建築基準法の機械室特例で「通常のものよりも著しく大きい」としているものとして、例えばエコキュートのタンクの部分などがあります。運用上は行政庁のほうにかなり委ねられる形にはなりますが、一般的な車椅子使用者用便房で5㎡前後になると思われるものについては、「通常のものよりも著しく大きい」となると思います。
- ・ このような許可の制度がうまく運用されるように、許可準則を国交省で示し、行政庁で運用する際に参考にして頂いております。今回新しく設けようとする24条の特例の許可につきましても、市街地建築課のほうと協力して、行政庁がなるべく運用しやすいような許可準則を示したいと考えております。

(委員)

- ・ よくわかりました。是非設計者にもわかりやすいようなリーフレット等々の作成ですとか周知もお願いできればと思います。

(委員)

- ・ トイレ、駐車場、客席の数の義務基準に関してはかなりいい値になっていて本当ありがとうございます。便房に関して、建築条件に応じた設計の自由度を確保するために設置場所は任意とするとありますが、車椅子使用者用便房だけが単独でぽつんとあるとすごく不便で探せないし、使う側からするとかなり不便になるので、探すということも含めると、普通の一般の便房と同じようなところに設置してほしいというのが私の要望です。

(座長)

- ・ おっしゃるとおりかと思います。表現がよくありませんが、これまで車椅子トイレを仕方がなく設けると、その結果離れたところにぽつんとあるというケースも見られましたので、そういうこともこの機会に要請をしていかなければいけないと思います。
- ・ 本日WGとしては最後の場になりますので、事業者の団体の皆様からも、感想でも結構ですけれども、頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

(委員代理)

- ・ 本日も説明頂いた内容はよく理解いたしました。ビルディング事業者としましては、既存の物

件はもちろん、建替えや大きな改修のたびに必ずこの基準に照らして考えていくことと思います。今後の新築物件につきましても、緩和策として容積緩和の検討も頂いているということを理解しながら、施設管理者としてふさわしい施設を責任持ってつくっていくべきだというのを実感いたしました。感想となります。

**(委員代理)**

- ・ 詳しいご説明、ありがとうございました。本日の案については、改めて協会のほうで検討したいと思います。

**(委員)**

- ・ いろいろご検討頂きまして、ありがとうございます。数値目標等については、ある程度私どもとしても理解はしているところです。先ほど事例でご説明頂きましたように、大規模なショッピングセンターで、最近建てられている新しい施設については、比較的基準を超えるような形で設置をされているケースが多いです。私の個人的な感想も入って恐縮なのですが、現在全国に3,200ほどショッピングセンターありますが、40年以上経つような古いものもあります。既存建物、既存ショッピングセンターのバリアフリーの改善等について、今後どういうふうに進めていくのかということが協会としても1つ大きな課題になっています。そういう検討の場について、改めてまたご検討頂けるとうれしいです。新しい施設については、積極的に前向きに取り組んでいくということで、皆さんやって頂いておりますので、進んでいくと思っております。既存の施設についての扱いについて、ご検討の機会を頂ければと考えております。

**(座長)**

- ・ おっしゃるとおりかと思えます。そういう改善についての在り方、先ほどの配置の問題、増やしたいけれども、配置、位置をどこにしようかということもあるかもしれません。何らかの形で意見交換の機会ができればと思います。私のほうからも国交省に申し入れをしておきたいと思えます。

**(委員)**

- ・ 先ほど画面共有で紹介頂いた幾つかの例示の中で、2020年、あるいは2022年、古いものでも2015年当時につくられたものがありましたが、その時代に先駆けて多箇所にトイレをつくっていたと思います。ショッピングモール、ショッピングセンター、商業施設では、利用されるお客様が安心して利用できる設備であることこそが一番重要だと思います。トイレの話が中心にありましたが、駐車場や設備のユニバーサルデザインとして、本当にストレスなく使える利用者目線での機能などを創意工夫しながら取り入れていく。逆に言うと基準が後からついてくるような形が一番望ましいことだと思います。もちろんコストとの兼ね合いや建物全体のバランス、物販とのバランス、こういったものをどうとるかという議論は、営業や販売をする方から出るのですが、永続的な視点で考えたときには、建物自体がいかにストレスなく入店できるものなのかが基本だと思いますので、そういう視点から今後も見たいと思います。

**(座長)**

- ・ 日々創意工夫をして頂きながら、設計や事業をされていると思います。そういうことも含めまして、ストレスがない商業施設をどのようにつくるかということが今回の基準の改正でう

まく役立っていくような形に進められればと思います。

(委員)

- ・ 感想ですが、駐車場の義務基準、誘導基準の案について、実態としてどの程度が本当に必要とされているものなのかということを考えながら聞いておりました。既に報告されているのかもしれないのですが、実態としてどの程度の数が駐車場として利用されているのかを改めて整理して確認しておかなければいけないと感じている次第です。
- ・ また、こういう施設をストレスなく利用できるようにするためにはある程度の数を確保する必要があると思うのですが、当該利用者が専用使用する車椅子利用者用駐車施設だけで十分確保していくことはなかなか難しい部分もあると感じたところです。

(座長)

- ・ 特に駐車台数が100台あるいは50台で、1～2を確保する問題などが現実的にはあると思います。この建物の附置駐車場について、現行ではかなり整備が進んでいると思いますが、ご心配の点も含めまして、さらに検討を進められればと思います。設計標準でもより具体的な好事例の紹介になるかと思います。

(委員)

- ・ いろいろ議論を聞かせて頂きまして、設計する立場としましては、一般の便所と同じところに車椅子利用者用便房を設計する、これは設備のパイプスペースなどの設備の集約という意味でも理にかなっております。ご要望をしっかりと聞かせて頂きましたので、そういったところに配慮して設計をしていきたいと考えております。

(委員)

- ・ 新しい基準、非常に高い基準だと認識していますが、その基準に一旦照らし合わせてみて、現状どこが一番弱いのか、足りないのかということを確認できると、次の改善の集約、集中的に議論する場がわかるのだろうと感じました。議論するホットスポットみたいなもの、基準で弱く補強しないといけないようなところがわかると、次に課題が見えてきて、なぜそれが満たないのか、満たすためにはどういう工夫ができるのか、本日容積のアップの話もありましたが、ホットスポットの場所によっては、違う手だてのほうが推進される場合もあるのではないかと思います。

(座長)

- ・ 現状の問題点、「ホットスポット」と言われましたが、その部分の共通認識、それも含めて解決の方法、幾つか選択肢が出てくる可能性が高いと思います。

(委員)

- ・ トイレの件について、前回のトイレの設置基準が少し気になり、私もいろいろ考えていたところですが、今回の階ごとに判断するという基準の方がよいと思います。また、設置場所等、建築士にある程度自由度を持たせていただいているのもありがたいと思います。例えば1階が大きく、上階が小さいような特殊なケースもあるかと思うので、そのあたりは私のほうでもどんなことが起きるのかというのを考えてみたいと思いました。
- ・ 用途の違いにより、トイレの利用状況が変わると思うので、例えば、飲食店のある階は面積が小さくても設置する等、基準を強くしてもよいのではと思いました。
- ・ 実務で商業施設を設計していますが、スケルトンで確認申請を出す場合、店舗毎にトイレの

数を委ねてしまうケースがあり、このような場合も階ごとに算段をしていくのはすっきりすると思いました。このあたりも少し持ち帰って考えてみたいと思います。

- ・ 容積の緩和等、これは施主への説明が非常にしやすくなりますので、とてもよい方向だと思います。

(座長)

- ・ 特にスケルトンでテナントさんに貸す場合、義務化されることによって増えていく可能性などもありますので、そういう点も含めてのご感想かと思えます。容積率についてもご意見ありがとうございます。

(委員)

- ・ 今回の検討WGの議論・検討を起点として、参考として、委任条例、自主条例の改善に向けての検討を今後進めていきたいと考えています。また、検討した事項については、こうした検討WGのほうにフィードバックできるように進めてまいりたいと思います。今後ともよろしくをお願いします。

(座長)

- ・ 委任条例の反映、是非よろしくをお願いします。

(委員)

- ・ 基準について特に意見はないのですが、万博の動きを踏まえてパビリオンで適用されているような基準、特に客席の基準などは当自治体でも議論をしているところです。サイトラインなど難しい課題がありますが、今回の検討を踏まえて、自治体としてもどうするか考えていきたいと思えます。
- ・ トイレの設置箇所数については、条例でかなり規模の小さいものまで義務対象としているので、規模の小さな建築物にこの基準をどのように適用していけばいいのかについては、自治体の側でもしっかり考えていかないといけないと思っております。政令の案などができましたら、自治体にも情報提供頂ければありがたいと思えます。

(委員)

- ・ 便所の義務基準で、2階に女性用が一か所など、女性用・男性用が各階に1個しかないときのカウンターの仕方について、事例の一番最後のところでお示し頂いていたと思うのですが、考え方をお聞きできればと思います。
- ・ 施行時期等について余裕を持って出されることになると思うのですが、大きな物件になると設計期間も長いと思えますので、十分な期間があれば設計する側も助かるのではないかと思います。

(事務局)

- ・ 義務基準について言うと、共用のトイレを設ける場合にこの基準がかかってきますので、そこが男性用トイレとか女性用トイレに関わらず、今回の基準では共用のところに便所を設ける場合には、標準的な建築物の場合は各階に1以上、階の面積が小さいものについては1,000㎡を達する毎に1個ずつとなります。男性用とか女性用というのは、基本的には義務基準の中ではあまり気にしなくてよいのではないかと思います。
- ・ 一方で、誘導基準は便所のある箇所に1箇所という形になっています。例えば男性用トイレと女性用トイレが固まった場所であればわかりやすいのですが、どれぐらい離れていたとき

に1箇所とカウントするののかについては、今こうですということがお示しできなくて、建築設計標準の中で考え方、恐らく事例的な形になるかと思うのが、お示しができればいいのではないかと考えています。

- ・ 施行時期について、ご指摘の通り、特に大規模物件になればなるほど設計期間が長くなりますので、そこは十分な準備期間、施行期間を考えないといけないと認識しています。ホテルの1室から1%にしたときも、結構な施行準備期間を取りましたので、他の事例などを参考にしながら施行時期については定めていきたいと考えています。

**(委員)**

- ・ 自主条例及び委任条例を定めておりますので、今回検討のプロセス含めて参考にさせていただきますと思います。
- ・ 1点、質問なのですが、24条の特例で容積率の緩和の部分について、算定の考え方などは今後示される予定があるのかなど、教えて頂けると参考になります。

**(事務局)**

- ・ 住宅局市街地建築課ともよく相談をして、許可準則みたいなものが出せないかと考えています。そういったものを参考にしながら運用して頂きたいと考えています。

**(座長)**

- ・ ご出席の皆様には一通りご意見を伺いました。さらに追加がありましたら、ご発言をお願いします。

**(委員)**

- ・ 今後のこととなりますが、今回の見直しの新しい義務基準の施行がいつ頃になるか教えてください。

**(事務局)**

- ・ 今回の義務基準につきましては、バリアフリー法の政令を改正することになります。政令の改正については、政府内の調整・手続きを経て閣議決定をし、施行という形になります。その調整がどの程度の時間を要するのかということについて、なかなか確定的なことは申し上げにくいというのが現状になります。早目の時期に政令の案について調整をしたいと思えます。
- ・ 政令が公布された後に、準備期間も必要になってまいりますので、準備期間もよく考えながら施行に向けて進めていきたいと考えています。明確なご回答でなくて申し訳ないのですが、今、お答えできるのはこの程度の範囲ということでご理解ください。

**(座長)**

- ・ 基準見直しの検討WGとしては最終回となります。本日もたくさんの方々からご感想、ご意見を頂きました。次の継続的な検討に資する部分も少なくありませんでした。
- ・ 今回数値的な基準が(案)として示されています。この後国交省の作業は残されているわけですが、数字に限りませんが今回の改正案につきましては非常に画期的な、私たちの国内のバリアフリー水準を高めるものの1つと思います。そういう点で、私が評価してはいけないのですが、今後の展開が楽しみです。もちろんそのためには多くの皆さんへの周知ですとか、あるいは設計者の皆さん、事業者の皆さんのご理解が必要になると思います。併せて今後様々な講習や研修が開かれることを期待したいと思えます。

- ・ それでは事務局に進行を戻させていただきます。皆様、どうもありがとうございました。

### 3. その他

#### (事務局)

- ・ 本基準見直しに関する検討WGにつきましては、今回が最終回となります。追加意見については今回行わず、今後の取りまとめは座長預かりとさせて頂く予定ですのでご了承ください。ご意見がある場合は、事務局のほうに早目にお知らせください。
- ・ 閉会の前に、国土交通省より一言、ご挨拶を頂きます。よろしく願いいたします。

#### (事務局)

- ・ 今回、座長をはじめ、検討WGの委員の皆様には、大変熱心なご議論頂きまして本当にありがとうございました。このWGは義務基準、誘導基準の関係で、トイレ、駐車施設、客席の数を議論するという場でしたが、4回にわたる議論の中でかなり実態を踏まえたご意見、実感とか実際整備する側のご意見もよく聞けたのかなと思っています。そういった意味では非常に良い基準案ができてきたと思いますし、それだけではなくて、例えば今日お示した容積緩和の見直し案について、今回新たなアイデアとして出てきたのは、皆様に議論して頂いたお蔭だと思っています。
- ・ 一方でまだ積み残した課題も様々ございます。これらについては引き続き取り組んでいきたいと思っています。バリアフリー施策は基準で全てが解決するとは思っておりませんし、総合的にいろいろなことをやっていかなければいけない。さらに不断の見直しも必要になってくる。何しろ社会全体の意識を上げていくということが一番重要だと思っておりますので、是非来年度以降も皆様方のご協力のもと、さらにより良いバリアフリー環境を整備するという観点で進めていけたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

### 4. 閉会

以上